

開催日時 平成27年6月17日（水曜日）
午前10時30分

開催場所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階国際会議ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議決権行使期限 平成27年6月16日（火曜日）
午後5時30分まで

第97期 定時株主総会 招集ご通知

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

目次	第97期定時株主総会招集ご通知	1
	(添付書類)	
	事業報告	4
	連結計算書類	17
	計算書類	33
	監査報告書	46
	株主総会参考書類	49
	株主総会会場ご案内図	

伊藤忠食品株式会社

株 主 各 位

大阪市中央区城見二丁目2番22号
伊藤忠食品株式会社
代表取締役社長執行役員 星 秀 一

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月16日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月17日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階国際会議ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第97期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第97期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.itochu-shokuhin.com/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

【株主総会にご出席の場合】

1. お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

【株主総会にご出席願えない場合】

次のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 書面の郵送による方法

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月16日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

2. インターネット等による方法

- (1) 以下の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成27年6月16日（火曜日）午後5時30分までに、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使サイト

<http://www.web54.net>

- (2) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。
- (4) パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
 - ・パスワードはご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
 - ・パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。
 - ・議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
 - ・画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
 - ・次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ①Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP 2 以降
 - ②Adobe®Acrobat®Reader®Ver.4.0 以降または、Adobe®Reader®Ver.6.0 以降
 - ※Microsoft®及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標、商標及び製品名です。
 - ※Adobe®Acrobat®Reader®, Adobe®Reader®はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標、商標及び製品名です。
 - ・インターネットの接続に、ファイアーウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、設定内容をご確認ください。
 - ・当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）をご利用されている場合は、解除（または一時解除）のうえご利用ください。

(6) スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル



0120-652-031

(受付時間 午前9時～午後9時)

その他のご登録住所・株数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行株式会社

証券代行事務センター



0120-782-031

(受付時間 土日休日を除く午前9時～午後5時)

<機関投資家の皆様へ>

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融政策の効果から、企業収益の改善、賃金のベースアップ、雇用環境の改善が見られるなど、景気は緩やかながら回復いたしました。しかしながら、円安によるエネルギーコストや原材料価格の上昇、新興国経済の成長率鈍化による海外景気の下振れリスクが懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続きました。

食品流通業界におきましては、昨年4月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や根強い消費者の節約志向から厳しい環境が続いておりますが、一方で味、健康、また安全・安心を重視した高付加価値商品のニーズは依然として高く、消費者の購買行動の変化に対応した商品の企画・開発ならびに調達がますます重要となってきました。

このような状況の中、当社グループは「コンプライアンス」と「安定収益の確保」を当期ミッションに掲げ、健全な企業収益の基盤となるコンプライアンスの徹底と、売上総利益に対する経費率の改善に注力することで、激変する環境下でも安定収益が確保できる経営基盤の構築を進めてまいりました。具体的には、業務改革本部の主導により47の改善チームを立ち上げ、ローコストオペレーションを追求するための課題解決に取り組んでまいりました。また、卸の基本機能である商品調達・開発・提案・情報等、それぞれの機能を強化すると同時に、ブランド商品開発事業・プリペイドカード事業・宅配サービス事業など、新たな付加価値を創造する事業を継続して推進、さらにギフト分野においてはシーズンギフトだけではなくギフト市場全体を視野に入れた取り組みを進めるなど、営業力の強化に努めてまいりました。

② 業績

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動や夏場の天候不順等により、6,176億6百万円となりました。

なお、商品分類別の売上高は以下のとおりであります。

商品分類	売上高	構成比	前期比増減率
ビール	148,132百万円	24.0%	△2.5%
和洋酒	92,210	14.9	2.0
調味料・缶詰	96,392	15.6	△3.5
嗜好・飲料	134,126	21.7	△4.3
麺・乾物	57,756	9.4	△0.7
冷凍・チルド	21,632	3.5	△0.2
ギフト	47,015	7.6	△1.0
その他	20,339	3.3	△2.1
合計	617,606百万円	100.0%	△2.0%

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 発泡酒及びビール風アルコール飲料(第3のビール)の売上高は「ビール」に含んでおります。

〔経常利益及び当期純利益〕

経常利益は、粗利益率の低下から売上総利益が減少したものの、物流費の減少や低コスト運営の推進による経費圧縮などにより、45億8百万円となりました。

また、当期純利益は、減損損失等を特別損失に計上したことなどから、25億81百万円となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は21億31百万円で、その主なものは基幹システムへの設備投資7億11百万円であります。

これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは「卸機能日本一のグッドカンパニー」をビジョンに掲げ、安定した財務基盤と堅実な企業経営を継続的に推進しております。食品流通業界は、人口減少、少子・高齢化による総需要の減少や、消費者の購買行動の多様化、価格競争の激化などが同時進行しており、従来のビジネスモデルだけでは対応が困難な局面に差し掛かっております。

このような状況下、当社グループは優良取引先との取引深耕と新たな付加価値を創造する事業に取り組むとともに、引き続きBPRの推進やローコストオペレーションを追求することで、収益力強化とコスト削減の両面からアプローチし、売上と収益を拡大する経営体制の確立を目指してまいります。また、健全な企業活動の基礎となるコンプライアンスの徹底を継続してまいります。

当社グループが将来にわたり安定的成長を図るためには、従来以上に豊かな発想力と実行力のある人材が不可欠であると認識しております。そのため人材育成・人的資源の開発に注力するとともに、環境変化に柔軟に対応できる経営体制の整備に取り組んでまいります。

また、当社グループは株主の皆様への利益還元を最重要政策と認識し、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、株主の皆様へ継続的に安定配当を行う所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第94期 平成24年3月期	第95期 平成25年3月期	第96期 平成26年3月期	第97期(当期) 平成27年3月期
売上高(百万円)	592,797	614,512	630,464	617,606
営業利益(百万円)	6,972	4,374	3,304	3,670
経常利益(百万円)	7,896	5,536	4,226	4,508
当期純利益(百万円)	4,274	4,139	3,256	2,581
1株当たり当期純利益(円)	333.00	322.61	253.69	201.08
総資産(百万円)	189,832	200,973	201,682	203,208
純資産(百万円)	62,161	66,193	69,212	74,829
1株当たり純資産(円)	4,842.79	5,153.03	5,388.12	5,825.46

(注) 第95期に会計方針の変更及び表示方法の変更を行ったため、第94期につきましては当該会計上の変更を反映した遡及適用及び組替後の数値を記載しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は伊藤忠商事株式会社で、同社は間接保有を含み当社株式を6,635千株（議決権比率51.7%）保有しております。

当社は総合商社である同社の食品流通の中核を担っており、中間流通業としての機能分担と相互協力を行うことでグループ全体の企業価値向上に努めております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の比率	主要な事業内容
新日本流通サービス株式会社	20百万円	100.0%	貨物運送取扱業
ISCビジネスサポート株式会社	90	100.0	サービス業
株式会社スハラ食品	95	98.1	酒類・食品卸売業

当社の連結子会社は「②重要な子会社の状況」に記載している3社であり、持分法適用会社は4社（非連結子会社2社及び関連会社2社）であります。

(6) 主要な事業内容

当社グループの主要事業は酒類及び食品の卸売であります。

(7) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本 社：大阪、東京

営 業 所：大阪、東京、名古屋、北海道、仙台、北陸、中国、九州

物流センター：北海道、仙台、相模原、北陸、大府、関西、広島、福岡

② 主要な子会社

関 東 地 区：新日本流通サービス(株)、ISCビジネスサポート(株)

北 海 道 地 区：(株)スハラ食品

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,023名	28名減

(注) 上記には臨時従業員643名(年間平均人員数)を含んでおりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 13,032,690株
- (注) 発行済株式の総数には自己株式が194,889株含まれております。
- (3) 株 主 数 13,520名 (前期末比295名増)
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	6,620 千株	51.57 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口)	815	6.35
味 の 素 株 式 会 社	339	2.64
松 下 善 四 郎	302	2.35
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	296	2.31
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス 信 託 銀 行 株 式 会 社	249	1.94
伊 藤 忠 食 品 従 業 員 持 株 会	162	1.27
は ご ろ も フ ー ズ 株 式 会 社	87	0.68
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	82	0.64
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	81	0.64

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が194千株あります。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口) の所有株式は、アサヒビール株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権はアサヒビール株式会社に留保されております。
4. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権は株式会社みずほ銀行に留保されております。
- (5) その他株式に関する重要な事項
- 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項等
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	濱 口 泰 三	会長執行役員
代 表 取 締 役	星 秀 一	社長執行役員
取 締 役	阿 部 淳 一	専務執行役員社長補佐(兼)物流担当
取 締 役	大 釜 賢 一	専務執行役員営業統括本部統括本部長、株式会社アイ・エム・シー取締役
取 締 役	松 本 耕 一	常務執行役員管理統括本部統括本部長(兼)経営企画本部本部長(兼)C S R 担当(兼)コンプライアンス担当
取 締 役	千 葉 尚 登	伊藤忠商事株式会社執行役員食品流通部門長、株式会社日本アクセス社外取締役、株式会社昭和社外取締役、スリーエフ・オンライン株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	小 池 俊 一	
監 査 役	増 岡 研 介	弁護士、株式会社吉野家ホールディングス社外監査役、株式会社T J M デザイン社外監査役
監 査 役	桜 木 正 人	伊藤忠商事株式会社食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサー補佐(兼)食料経理室長
監 査 役	川 村 篤 生	伊藤忠商事株式会社食料事業統括室長代行、志布志サイロ株式会社社外監査役、伊藤園・伊藤忠ミネラルウォーターズ株式会社社外監査役、コンフェックス株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役千葉尚登氏は、社外取締役であります。
2. 監査役増岡研介氏、桜木正人氏及び川村篤生氏は、社外監査役であります。なお、当社は増岡研介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中に就任した取締役及び監査役
平成26年6月17日開催の第96期定時株主総会において、新たに、松本耕一氏及び千葉尚登氏は取締役に選任され、また、桜木正人氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役
平成26年6月17日開催の第96期定時株主総会終結のときをもって、栢沼康夫氏及び嶋岡正彦氏は取締役を退任いたしました。
5. 当事業年度末日後の平成27年4月1日付で、次のとおり取締役の担当等を変更いたしました。

氏 名	新	旧
大 釜 賢 一	取締役専務執行役員営業統括本部統括本部長、株式会社アイ・エム・シー代表取締役会長	取締役専務執行役員営業統括本部統括本部長、株式会社アイ・エム・シー取締役
松 本 耕 一	取締役常務執行役員管理統括本部統括本部長(兼)C S R 担当(兼)コンプライアンス担当	取締役常務執行役員管理統括本部統括本部長(兼)経営企画本部本部長(兼)C S R 担当(兼)コンプライアンス担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	222百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	25百万円 (9百万円)
合 計	12名 (5名)	247百万円 (13百万円)

(注) 支給額には当事業年度に係る役員賞与支給予定額56百万円を含めております。なお、平成26年6月18日に役員賞与63百万円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職先法人等名	兼職の内容	関係
取締役	千 葉 尚 登	伊藤忠商事株式会社	執行役員食品流通部門長	仕入先等
		株式会社日本アクセス	社外取締役	仕入先等
		株式会社昭和	社外取締役	仕入先等
		スリーエフ・オンライン株式会社	社外取締役	—
監査役	増 岡 研 介	増岡総合法律事務所		—
		株式会社吉野家ホールディングス	社外監査役	仕入先
		株式会社TJMデザイン	社外監査役	—
	桜 木 正 人	伊藤忠商事株式会社	食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサー補佐(兼)食料経理室長	仕入先等
		伊藤忠商事株式会社	食料事業統括室長代行	仕入先等
	川 村 篤 生	志布志サイロ株式会社	社外監査役	—
		伊藤園・伊藤忠ミネラルウォーターズ株式会社	社外監査役	—
		コンフェックス株式会社	社外監査役	仕入先

- ② 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	千葉尚登	取締役就任以降開催の取締役会12回のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	増岡研介	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
	桜木正人	監査役就任以降開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、監査役就任以降開催の監査役会12回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	川村篤生	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当した場合または会計監査人の適切性、妥当性、独立性を阻害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、会社法第344条に基づいて監査役会が決定した会計監査人の解任または不再任の議案を、株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当した場合、会計監査人の解任を検討し、必要であると判断した場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、解任の旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を以下のとおり整備しております。以下、平成18年5月15日の取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」の概要を記載します。(平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、平成27年5月1日付で一部改訂を行っております。)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程及び「社是」・「企業理念」・「企業行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督する。
- ② 取締役及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令、定款、取締役会決議及び「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程に従い、当社の職務を執行する。
- ③ コンプライアンス委員会、独占禁止法分科会、モニタリングチーム、コンプライアンス責任者会議を設置するとともに、「伊藤忠食品グループコンプライアンスマニュアル」を制定し、コンプライアンス体制の整備、維持、向上に努める。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに社長に報告するとともに、遅滞なく監査役及び取締役会に報告するものとする。
- ⑤ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての通報体制として、コンプライアンス担当役員、弁護士及び外部通報窓口を情報受領者とする内部通報システムを整備し、伊藤忠食品グループ内部情報提供制度（ホットライン）規程に基づきその運用を行うこととする。また、通報したものに対し、当該通報をしたことを理由としていかなる不利な取り扱いを行わない。
- ⑥ 社長直轄の監査部を設置し、監査部は内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役にその結果を報告する。また、判明した指摘・提言事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施する。
- ⑦ 監査役はコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題あると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係わる情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載ある文書等（電磁的記録を含む）について各種情報の漏洩を防止するために、「文書管理規程」、「情報管理規程」、「個人情報管理規程」等情報管理に関する規程類の定めるところに従い、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
- ② 適時開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令に従い、適時に正確かつ十分に開示することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、重大なリスクである信用リスクについては「与信管理規程」に従い担当専門部署にて取引限度額の設定や不良債権の防止策の検討を行うとともに、投資リスクについては「一般投資管理規程」に従い関連部署からなる「投資委員会」にて討議・審査を行うこと等、必要なリスク管理体制の整備と強化を図ることとする。
- ② 安心、安全な商品の安定供給という社会的責任を果たすため、食品安全管理の対応については、品質保証部を設置し、「伊藤忠食品グループコンプライアンスマニュアル」に従い、商品表示の調査・確認、商品事故の予防策及び対応策に対する十分性の評価等、品質管理体制の整備と運用を図るものとする。
- ③ 地震・洪水・火災等の災害リスク、当社取扱い商品に対するクレーム・リスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理マニュアル」を定めリスクの発生に備え、管理するものとする。
災害等の不測の事態に対応するため、CSR委員会の傘下にBCM分科会を設置し、不測の事態が発生した場合には当分科会が構築した地震等のための事業継続計画（BCP）に基づく体制に従い、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定する。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役（非常勤取締役を除く）、常勤監査役、執行役員及び本部長が出席する経営会議を原則毎月2回、本部長連絡会を原則毎月1回開催し、また、各種社内委員会を設置・開催することで、職務執行に関する基本的事項や本部経営課題について討議し、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。
- ③ 取締役会の決定に基づく職務執行については、「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程において、各役職者の権限及び責任と執行手続きの詳細を定めることとする。

(5) 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 監査部内部統制チームを設置し、財務報告の信頼性の確保をするために内部統制の整備と運用を図るものとする。
- ② 子会社の経営管理については、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署が「グループ会社経営管理規程」その他社内規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理と指導を行うとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
- ③ 定期的にグループコンプライアンス連絡会を開催するとともに「伊藤忠食品グループコンプライアンスマニュアル」に従い、コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導し、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。
- ④ 当社は、子会社での業務の適正を確保するため、子会社において構築した内部統制システムの運用状況について、每期確認を行うこととする。

(6) 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、一切の関係をもちない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当社の使用人から補助使用人の任命を求めることができるものとする。補助使用人の評価は監査役が行い、その人事については監査役会の意見を聴取した上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや、法令違反もしくは定款に違反する事実が判明あるいはそのおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、監査役に報告したのに対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを行わない。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会のほかその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

(9) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査部は、監査役との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図る。
- ② 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等より監査業務に関する助言を受けることができる。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	150,803	流 動 負 債	121,274
現金及び預金	4,388	買掛金	107,732
受取手形及び売掛金	74,153	1年以内返済予定の長期借入金	20
商品及び製品	11,882	リース債務	325
繰延税金資産	516	未払法人税等	1,262
未収入金	20,872	賞与引当金	982
関係会社預け金	38,400	役員賞与引当金	59
その他	688	その他	10,891
貸倒引当金	△97	固 定 負 債	7,104
固 定 資 産	52,405	長期借入金	118
有 形 固 定 資 産	17,488	リース債務	1,823
建物及び構築物	4,925	繰延税金負債	3,039
機械装置及び運搬具	27	設備休止損失引当金	493
器具及び備品	2,651	資産除去債務	427
土地	8,046	退職給付に係る負債	386
リース資産	1,837	その他	816
無 形 固 定 資 産	1,162	負 債 合 計	128,379
ソフトウェア	752	純 資 産 の 部	
その他	410	科 目	金 額
投資その他の資産	33,753	株 主 資 本	66,744
投資有価証券	21,400	資 本 金	4,923
長期貸付金	175	資 本 剰 余 金	7,162
繰延税金資産	146	利 益 剰 余 金	55,243
退職給付に係る資産	1,532	自 己 株 式	△584
差入保証金	9,566	その他の包括利益累計額	8,041
その他	1,222	その他有価証券評価差額金	7,990
貸倒引当金	△290	退職給付に係る調整累計額	51
		少 数 株 主 持 分	43
資 産 合 計	203,208	純 資 産 合 計	74,829
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	203,208

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		617,606
売上原価		584,520
売上総利益		33,085
販売費及び一般管理費		29,415
営業利益		3,670
営業外収益		
受取利息及び配当金	523	
持分法による投資利益	62	
その他	540	1,126
営業外費用		
支払利息	56	
その他	231	288
経常利益		4,508
特別利益		
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	81	95
特別損失		
減損損失	119	
設備休止損失引当金繰入額	442	561
税金等調整前当期純利益		4,041
法人税、住民税及び事業税	2,150	
法人税等調整額	△691	1,458
少数株主損益調整前当期純利益		2,583
少数株主利益		2
当期純利益		2,581

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,923	7,162	53,039	△584	64,541
会計方針の変更による累積的影響額			494		494
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,923	7,162	53,534	△584	65,036
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△872		△872
当 期 純 利 益			2,581		2,581
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,708	△0	1,708
当 期 末 残 高	4,923	7,162	55,243	△584	66,744

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	4,870	△240	4,630	40	69,212
会計方針の変更による累積的影響額					494
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,870	△240	4,630	40	69,707
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△872
当 期 純 利 益					2,581
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,119	291	3,411	3	3,414
当 期 変 動 額 合 計	3,119	291	3,411	3	5,122
当 期 末 残 高	7,990	51	8,041	43	74,829

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

会 社 名 : 新日本流通サービス(株)、I S C ビジネスサポート(株)、(株)スハラ食品

(2) 非連結子会社の数 2社

会 社 名 : (株)宝来商店、(株)アイ・エム・シー

非連結子会社2社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも少額であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 2社

会 社 名 : (株)宝来商店、(株)アイ・エム・シー

(2) 持分法を適用した関連会社の数 2社

会 社 名 : (株)中部メイカン、(株)UpTable

当連結会計年度において、当社は株式会社UpTableの株式を取得したことに伴い、持分法の適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a. 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～38年
---------	---------

機械装置及び運搬具	4年
-----------	----

器具及び備品	5年～12年
--------	--------

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失の計上に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、一部の連結子会社にて定めていた役員退職慰労金制度を廃止することとし、平成26年6月13日に開催された同社株主総会において、慰労金の打ち切り支給議案が承認可決されました。これにより、当連結会計年度において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払分については固定負債「その他」に含めて表示しております。

⑤ 設備休止損失引当金

物流センター等の利用中止に伴い、発生が見込まれる損失について、合理的に見積もった金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が768百万円、利益剰余金が494百万円、それぞれ増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ14百万円減少しております。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	392百万円
土地	240
投資有価証券	11
計	643百万円

②担保に係る債務

買掛金	90百万円
1年以内返済予定の長期借入金	20
長期借入金	118
計	228百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 13,205百万円

3. 保証債務

下記の会社の仕入債務について保証を行っております。

(株)宝来商店 286百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア、器具及び備品
—	事業用資産（販売権利金）	投資その他の資産「その他」

(2) 資産のグルーピングの方法

減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としております。具体的には遊休資産、賃貸用資産及び売却予定資産は物件毎に、事業用資産は主として地域性をもとに区分した営業本部毎に、そのうち、販売権利金については契約毎に、資産のグルーピングを行っております。

(3) 減損に至った経緯

事業用資産は収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなっていること、また、販売権利金は当初予定していた収益が見込めなくなったことから、回収可能価額まで帳簿価額を減損しております。

(4) 減損損失の内訳

器具及び備品	5百万円
ソフトウェア	7
無形固定資産「その他」	41
投資その他の資産「その他」	65
計	119百万円

(5) 回収可能価額の見積り方法

当資産グループの回収可能価額について、売却予定資産は正味売却価額により測定しております。また、事業用資産ならびに販売権利金は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零としております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	13,032,690	－	－	13,032,690

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	194,789	100	－	194,889

（注）自己株式の増加100株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月17日 定時株主総会	普通株式	436	34	平成26年3月31日	平成26年6月18日
平成26年10月30日 取締役会	普通株式	436	34	平成26年9月30日	平成26年12月2日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	436	34	平成27年3月31日	平成27年6月18日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

未収入金は、主に仕入先からの割戻金であります。その大半は同一仕入先に対する買掛金の残高の範囲内です。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

関係会社預け金は、親会社である伊藤忠商事(株)のグループ金融制度の利用に伴うものであり、同社に対する預け金であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引担当部支店及び審査法務部が、取引先の財務状況を定期的に把握するとともに、取引先毎の債権残高管理を行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、主に業務上の関係を有する企業の株式ですが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直ししております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。
(注2) 参照)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,388	4,388	-
(2) 受取手形及び売掛金	74,153	74,153	-
(3) 投資有価証券	18,988	18,988	-
(4) 未収入金	20,872	20,872	-
(5) 関係会社預け金	38,400	38,400	-
資産計	156,801	156,801	-
買掛金	107,732	107,732	-
負債計	107,732	107,732	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項
資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 未収入金及び(5) 関係会社預け金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
株式等の時価については主に取引所の価格によっております。

負 債

買掛金

これは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	2,412

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,388	—	—	—
受取手形及び売掛金	74,153	—	—	—
未収入金	20,872	—	—	—
関係会社預け金	38,400	—	—	—
合 計	137,813	—	—	—

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 5,825円46銭
2. 1株当たり当期純利益 201円8銭

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

- ・ 連結損益計算書上の当期純利益 2,581百万円
- ・ 普通株式に係る当期純利益 2,581百万円
- ・ 普通株主に帰属しない金額 -百万円
- ・ 普通株式の期中平均株式数 12,837,864株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として確定給付年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、当社は当該制度の枠外で連合設立型の確定給付企業年金である伊藤忠連合企業年金基金に加入しております。

従前の伊藤忠連合厚生年金基金では、平成25年に代行返上認可を受け、最低責任準備金を返上しております。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（平成26年3月31日現在）

a. 年金資産の額	16,132百万円
b. 年金財政計算上の数理債務の額	30,177百万円
c. 差引額（a－b）	△14,044百万円

（注）前連結会計年度において「年金財政計算上の給付債務の額」と記載していた項目を、当連結会計年度より「年金財政計算上の数理債務の額」へ名称変更しております。

②制度全体に占める当社の掛金拠出割合(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

3.52%

③補足説明

上記①の差引額の主な原因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高13,874百万円及び繰越不足金169百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0ヶ月の元利均等償却であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	4,723百万円
会計方針の変更による累積的影響額	△768
会計方針の変更を反映した期首残高	3,955
勤務費用	313
利息費用	41
数理計算上の差異の発生額	△6
退職給付の支払額	△380
退職給付債務の期末残高	<u>3,922百万円</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	4,680百万円
期待運用収益	140
数理計算上の差異の発生額	353
事業主からの拠出額	257
退職給付の支払額	△363
年金資産の期末残高	<u>5,068百万円</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,535百万円
年金資産	△5,068
	<u>△1,532百万円</u>
非積立型制度の退職給付債務	386百万円
連結貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	<u>△1,145百万円</u>
退職給付に係る負債	386
退職給付に係る資産	1,532
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△1,145百万円</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	313百万円
利息費用	41
期待運用収益	△140
過去勤務費用の処理額	△3
数理計算上の差異の処理額	74
連合設立型基金への掛金拠出	95
その他	85
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>465百万円</u>

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	3百万円
数理計算上の差異	△434
合計	<u>△430百万円</u>

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	△21百万円
未認識数理計算上の差異	△35
合計	<u>△56百万円</u>

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

①年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次のとおりであります。

株式	33%
債券	35
保険資産（一般勘定）	28
その他	4
合計	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.2%
長期期待運用収益率	3.0%

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	148,787	流動負債	119,926
現金及び預金	4,074	買掛金	106,199
受取手形	2,132	リース負債	293
売掛金	71,092	未払金	10,274
商品及び製品	11,470	未払法人税等	1,251
前払費用	73	賞与引当金	826
繰延税金資産	453	役員賞与引当金	56
未収入金	20,571	その他	1,025
関係会社預け金	38,400	固定負債	5,833
その他金	602	リース負債	1,759
貸倒引当金	△82	繰延税金負債	2,596
固定資産	50,478	預り保証金	481
有形固定資産	14,193	設備休止損失引当金	493
建物	4,224	資産除去債務	415
構築物	54	その他	87
車両運搬具	23	負債合計	125,760
器具及び備品	2,647	純資産の部	
土地区画	5,501	科目	金額
リース資産	1,742	株主資本	65,633
無形固定資産	1,038	資本剰余金	4,923
ソフトウェア	748	資本準備金	7,162
その他	290	その他資本剰余金	7,161
投資その他の資産	35,246	利益剰余金	0
投資有価証券	20,020	利益準備金	54,132
関係会社株	3,609	その他利益剰余金	1,230
長期貸付金	611	固定資産圧縮積立金	52,901
破産更生債権	162	特別償却準備金	135
差入保証金	8,616	別途積立金	35
その他	2,515	繰越利益剰余金	48,200
貸倒引当金	△289	自己株式	△584
資産合計	199,266	評価・換算差額等	7,872
		その他有価証券評価差額金	7,872
		純資産合計	73,506
		負債・純資産合計	199,266

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		609,477
売上原価		577,666
販売費及び一般管理費		31,810
営業利益		27,920
営業外収益		3,890
受取利息及び配当金	570	
受取利息及び配当金他	425	996
営業外費用		
支払利息	52	
支払利息他	216	268
経常利益		4,618
特別利益		
投資有価証券売却益	81	81
特別損失		
減損損失	119	
設備休止損失引当金繰入額	442	561
税引前当期純利益		4,138
法人税、住民税及び事業税	2,103	
法人税等調整額	△548	1,555
当期純利益		2,582

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	4,923	7,161	0	7,162	1,230
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,923	7,161	0	7,162	1,230
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
固定資産圧縮積立金の取崩					
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩					
特別償却準備金の取崩					
別 途 積 立 金 の 積 立					
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-
当 期 末 残 高	4,923	7,161	0	7,162	1,230

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	その他利益剰余金				
	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮 特別勘定積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	140	917	45	46,800	2,793
会計方針の変更による累積的影響額					494
会計方針の変更を反映した当期首残高	140	917	45	46,800	3,288
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△872
当 期 純 利 益					2,582
固定資産圧縮積立金の取崩	△4				4
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		△917			917
特別償却準備金の取崩			△9		9
別 途 積 立 金 の 積 立				1,400	△1,400
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	△4	△917	△9	1,400	1,241
当 期 末 残 高	135	-	35	48,200	4,530

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計	
	利 益 剰 余 金 利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計 その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	51,928	△584	63,429	4,833	68,263
会計方針の変更による累積的影響額	494		494		494
会計方針の変更を反映した当期首残高	52,422	△584	63,924	4,833	68,757
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△872		△872		△872
当 期 純 利 益	2,582		2,582		2,582
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-		-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	-		-		-
特別償却準備金の取崩	-		-		-
別途積立金の積立	-		-		-
自 己 株 式 の 取 得		△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				3,039	3,039
当 期 変 動 額 合 計	1,709	△0	1,709	3,039	4,748
当 期 末 残 高	54,132	△584	65,633	7,872	73,506

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法によっております。
- (2) その他有価証券のうち、時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
また、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産は、定額法によっております。（リース資産を除く）
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～38年
構築物	10年～20年
車両運搬具	4年
器具及び備品	5年～12年

- (2) 無形固定資産は、定額法によっております。（リース資産を除く）
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失の計上に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 設備休止損失引当金

物流センター等の利用中止に伴い、発生が見込まれる損失について、合理的に見積もった金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生の翌事業年度から処理しております。

なお、当事業年度末において年金資産が退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減算した金額を上回ったため、この差額を前払年金費用として投資その他の資産「その他」に含めて表示しております。

5. 消費税等の会計処理方法は、税抜方式を採用しております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が768百万円、繰越利益剰余金が494百万円、それぞれ増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ14百万円減少しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	5,000百万円
短期金銭債務	21,484百万円
長期金銭債権	735百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	11,618百万円
3. 保証債務	
下記の会社の仕入債務について保証を行っております。	
(株)宝来商店	286百万円
4. 取締役に対する金銭債務	
長期金銭債務	5百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
売上高	23,602百万円
仕入高	109,742百万円
運送費	4,290百万円
その他の営業取引高	1,789百万円
営業取引以外の取引高	230百万円

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア、器具及び備品
—	事業用資産（販売権利金）	投資その他の資産「その他」

(2) 資産のグルーピングの方法

減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としております。具体的には遊休資産、賃貸用資産及び売却予定資産は物件毎に、事業用資産は主として地域性をもとに区分した営業本部毎に、そのうち、販売権利金については契約毎に、資産のグルーピングを行っております。

(3) 減損に至った経緯

事業用資産は収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなっていること、また、販売権利金は当初予定していた収益が見込めなくなったことから、回収可能価額まで帳簿価額を減損しております。

(4) 減損損失の内訳

器具及び備品	5百万円
ソフトウェア	7
無形固定資産「その他」	41
投資その他の資産「その他」	65
計	119百万円

(5) 回収可能価額の見積り方法

当資産グループの回収可能価額について、売却予定資産は正味売却価額により測定しております。また、事業用資産ならびに販売権利金は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零としております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	194,789	100	—	194,889

(注) 自己株式の増加100株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産（流動）の主な原因別内訳

未払事業税	93百万円
賞与引当金	272
その他	86
(繰延税金資産合計)	<u>453百万円</u>

2. 繰延税金資産・負債（固定）の主な原因別内訳

(1) 繰延税金資産

投資有価証券	623百万円
関係会社株式	16
貸倒引当金	112
資産除去債務	133
その他有価証券評価差額金	57
減損損失	370
その他	361
繰延税金資産小計	<u>1,675百万円</u>
評価性引当額	<u>△735</u>
(繰延税金資産合計)	<u>939百万円</u>

(2) 繰延税金負債

有形固定資産	148百万円
前払年金費用	475
その他有価証券評価差額金	2,912
(繰延税金負債合計)	<u>3,536百万円</u>
(繰延税金負債純額)	<u>2,596百万円</u>

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率の差異の主な項目別内訳

法定実効税率	35.6%
(調整内容)	
交際費等	1.5
受取配当金等	△2.0
住民税均等割	1.2
評価性引当額	△0.5
税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正	1.3
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等負担率	<u>37.6%</u>

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算において使用した法定実効税率は、従来の35.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.0%、平成28年4月1日以降のものは32.2%にそれぞれ変更しております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は247百万円、法人税等調整額は53百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は301百万円増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額	10,185百万円
2. 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	7,832百万円
3. 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	2,678百万円

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 または 職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	伊藤忠 商事(株)	大阪市 北区	253,448	総合商社	直接51.6 間接 0.1	当社の仕入先 役員の兼任	商品の仕入	97,388	買掛金	19,267
									未収入金 (割戻)	350
							資金の預入	38,442	関係会社 預け金	38,400
							受取利息		88	未収入金 (利息)

(注) 1. 上記以外に親会社である伊藤忠商事(株)からファイナンス・リース契約及びオペレーティング・リース契約により物流センターの賃借を行っております。これに関わるものは次のとおりであります。また賃借料については、提示された見積を他社より入手した見積と比較し、協議のうえ決定しております。

賃借料	305百万円
差入保証金	300百万円
ファイナンス・リース契約	744百万円
オペレーティング・リース契約	24百万円
未経過リース料残高相当額(建物)	500百万円
未経過リース料(土地)	

2. 消費税等の会計処理は税抜方式によっているため、期末残高には消費税等の額を含んでおりますが、取引金額には消費税等の額は含んでおりません。

3. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
商品の仕入についての価格等の取引条件は、市場の実勢を参考に協議のうえ決定しております。
資金の預入については、伊藤忠商事(株)のグループ金融制度を利用したことによるもので、取引条件は市場金利を勘案した合理的な利率によっております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 5,725円79銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 201円18銭 |

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

- | | |
|----------------|-------------|
| ・ 損益計算書上の当期純利益 | 2,582百万円 |
| ・ 普通株式に係る当期純利益 | 2,582百万円 |
| ・ 普通株主に帰属しない金額 | －百万円 |
| ・ 普通株式の期中平均株式数 | 12,837,864株 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

伊藤忠食品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中村基夫 ㊦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神谷直巳 ㊦
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤忠食品株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤忠食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

伊藤忠食品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中村基夫 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神谷直巳 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤忠食品株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

伊藤忠食品株式会社 監査役会

常勤監査役	小 池 俊 一	Ⓔ
社外監査役	増 岡 研 介	Ⓔ
社外監査役	桜 木 正 人	Ⓔ
社外監査役	川 村 篤 生	Ⓔ

以上

招集通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要政策と認識し、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、内部留保にも意を用い、以下のとおり第97期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金34円

総額 436,485,234円

なお、中間配当金（1株につき34円）を含めました1株当たりの年間配当金は、68円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月18日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 配送センター建物等を利用した発電及び売電事業を行うことにより、非常時の電源確保ならびに再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用した経費削減を図るため、事業目的を追加するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第29条(取締役の責任免除)及び第40条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、現行定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 〃 (27) (条文省略)	(1) 〃 (27) (現行どおり)
(新 設) (28) 前各号に関連する一切の業務。	(28) <u>発電および売電に関する事業。</u> (29) <u>前各号に関連する一切の業務。</u>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、経営陣の充実強化を図るため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	ほし しょう いち 星 秀 一 昭和30年9月6日生	昭和54年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年4月 同社食品流通部食品流通第一課長 平成18年4月 同社食品流通部門長補佐(兼)食品流通部長 平成21年4月 同社食品流通部門長(兼)CVS事業推進部長 平成22年4月 同社執行役員食品流通部門長 平成22年12月 当社取締役 平成23年4月 当社代表取締役副社長執行役員社長補佐 平成25年4月 当社代表取締役副社長執行役員社長補佐(兼)営業部門管掌 平成25年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	8,400株
2	あ べ じゅん いち 阿 部 淳 一 昭和27年8月3日生	昭和52年3月 当社入社 平成16年4月 当社東京支社CVS物流部長 平成19年10月 当社ロジスティクス本部本部長(兼)ロジスティクス部部长 平成21年12月 当社執行役員ロジスティクス本部本部長(兼)CVS物流部部长 平成24年6月 当社取締役常務執行役員ロジスティクス本部本部長 平成25年4月 当社取締役常務執行役員業務改革室担当 平成26年6月 当社取締役専務執行役員社長補佐(兼)物流担当（現任）	2,500株
3	おお ぐま けん いち 大 釜 賢 一 昭和29年3月20日生	昭和48年4月 当社入社 平成14年4月 当社大阪支社営業第八部長 平成16年4月 当社関西支社長代行(兼)営業第八部長 平成19年12月 当社執行役員西日本営業本部副本部長 平成20年4月 当社執行役員東海営業本部本部長 平成23年4月 当社常務執行役員西日本営業本部本部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員西日本営業本部本部長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員営業統括本部統括本部長 平成26年6月 当社取締役専務執行役員営業統括本部統括本部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社アイ・エム・シー代表取締役会長	1,700株

招集通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	まつもと こういち 松本 耕一 昭和26年9月30日生	昭和50年4月 安宅産業株式会社入社 昭和52年10月 伊藤忠商事株式会社入社 平成16年6月 同社食料経営管理部長代行 平成16年12月 当社監査役 伊藤忠商事株式会社食料経営管理部長代行 平成19年5月 同社食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサー 平成21年12月 当社取締役 伊藤忠商事株式会社食料カンパニーチーフフィナンシャル オフィサー 平成23年5月 当社執行役員人事総務本部本部長(兼)内部統制・環境・品質 管理担当 平成26年4月 当社常務執行役員管理統括本部統括本部長(兼)経営企画本部 本部長(兼)C S R 担当(兼)コンプライアンス担当 平成26年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部統括本部長(兼)経営企 画本部本部長(兼)C S R 担当(兼)コンプライアンス担当 平成27年4月 当社取締役常務執行役員管理統括本部統括本部長(兼)C S R 担当(兼)コンプライアンス担当 (現任)	4,000株
5	※みうら こういち 三浦 浩一 昭和30年2月28日生	昭和49年3月 当社入社 平成2年11月 当社直販事業本部販売第二部長 平成8年10月 当社名古屋支社営業第六部長 平成20年10月 当社東海営業本部副本部長 平成24年4月 当社東海営業本部本部長 平成24年6月 当社執行役員東海営業本部本部長 平成26年6月 当社常務執行役員東海営業本部本部長 (現任)	2,700株
6	※かわむら ひろし 川村 博 昭和22年4月28日生	昭和46年11月 等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 昭和50年10月 公認会計士登録 平成5年6月 同法人代表社員 平成23年2月 同法人退所 平成23年6月 公益財団法人塩事業センター研究開発評価委員 (現任)	—
7	※たかがき はるお 高垣 晴雄 昭和39年1月23日生	昭和61年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成19年4月 同社ブランドマーケティング第一部ブランドマーケティ ング第六課長 平成23年4月 同社業務部長代行 平成26年4月 同社生鮮食品部門長 平成27年4月 同社食品流通部門長 (現任)	—

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 川村博氏及び高垣晴雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、川村博氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 4. 社外取締役候補者の選任理由については以下のとおりであります。
 川村博氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、企業財務・会計に関する豊富な専門的知見と経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待できるため、選任をお願いするものであります。
 高垣晴雄氏は、親会社である伊藤忠商事(株)において食品流通部門長を務められ、幅広い見識と多様な経験を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、選任をお願いするものであります。
 5. 社外取締役候補者に関する特記事項について
 川村博氏が、(株)雪国まいたけの社外監査役であった在任期間中である平成25年11月、同社は、過去に取得した土地の資産計上方法、一部事業用資産の減損、過年度における広告宣伝費の会計処理に関する不適切な会計処理が判明したため、平成21年3月期第2四半期から平成26年3月期第1四半期までの決算について、金融商品取引法に基づく訂正を行いました。同氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について意見を述べており、また、これらの事実発覚後、社内調査委員会の委員として徹底した調査及び再発防止に関する提言を行っております。
 6. 高垣晴雄氏は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者である伊藤忠商事(株)の業務執行者であります。また、過去5年間において、同じく特定関係事業者であるジャパンフーズ(株)及びDole International Holdings(株)の役員でありました。
 7. 責任限定契約の内容の概要について
 川村博氏及び高垣晴雄氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役小池俊一氏は、本総会終結のときをもって監査役を辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者姫野彰氏は、退任される小池俊一氏の補欠として選任をお願いするもので、その任期は、当社定款の規定により、前任者の任期の満了時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、当社における地位、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
※ ひめの 姫野 彰 あきら 昭和34年4月13日生	昭和57年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成11年6月 同社建機・プロジェクト部建機・プロジェクト第二課長 平成18年4月 同社監査部第四チーム長代行 平成22年5月 同社監査部第三チーム長 平成23年4月 同社監査部監査第三室長 平成27年6月 同社食品流通部門食品流通部（現任）	—

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
 2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 姫野彰氏は、社外監査役候補者であります。
 4. 社外監査役候補者の選任理由については以下のとおりであります。
 姫野彰氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、親会社である伊藤忠商事(株)において監査部門での経験が長く、専門的な知識と経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、平成27年6月16日をもって、伊藤忠商事(株)を退職する予定であります。
 5. 姫野彰氏は、過去5年間において、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者である伊藤忠商事(株)の業務執行者でありました。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 7階国際会議ホール

交通：堺筋線・中央線「堺筋本町」駅 ①⑫番出口から徒歩8分

谷町線・中央線「谷町四丁目」駅 ④番出口から徒歩8分



※駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。